

包括利益の表示に関する会計基準について

1. 公開草案（ED）での提案

連単同時に適用する。（平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。）

（ED で連単同時適用とした理由）

- ・ 包括利益を表示する目的は貸借対照表との連携を明示することを通じて、財務諸表の理解可能性・比較可能性を高めることであり、個別財務諸表にも当てはまる。
- ・ 包括利益の表示にあたって、現行の当期純利益に関する情報を維持し、包括利益を表示する計算書について、当期純利益をボトムラインとする 2 計算書方式の選択適用ができる提案としている。
- ・ 個別財務諸表に関しては、既に株主資本等変動計算書で開示されている情報をその他の包括利益として包括利益計算書（または損益及び包括利益計算書）という形に組み替えて開示を求めるものである。
- ・ 会社法上の分配可能額や税務に関して調整を要する問題は特段生じないと考えられる。
- ・ 連結財務諸表と個別財務諸表とで表示科目が異なる場合（「その他の包括利益」、「評価・換算差額等」）、混乱が生じる可能性もある。

2. ED に対するコメントを受けた委員会での審議¹

（事務局提案）

主に、以下の点の修正を前提に連単同時適用を維持する方向でどうか。

- ・ 適用時期は原則として ED 通りとするものの、組替調整額等の注記情報については、情報収集に伴う対応が必要となる場合も想定されることから、平成 23 年 4 月以降開始する事業年度から適用する。

第 197 回企業会計基準委員会（3 月 11 日）

3 月 25 日に連単同時適用で公表議決することに賛成する意見

- ・ 結論の背景の文案（第 22 項）と同意見であり、包括利益の表示は連結と個別で同時に適用することが適切である。
- ・ 基本財務諸表は、連単一致とすべきであり、連結先行の考え方にはなじまない。
- ・ 税金や処分可能利益との関連での制約はないため、基本財務諸表で違いを設けるべきではない。

¹ 第 197 回、198 回企業会計委員会資料より

3月25日に公表議決せず検討を継続すべきだとする意見

- ・連結先行をどう進めるかについて関係者のコンセンサスが醸成されてから、個々の会計基準、特に個別財務諸表のコンバージェンスを考える必要がある。
- ・議決を2～3カ月遅らせ、連結先行の在り方を検討し関係者の納得感を得るべきである。
- ・公開草案に対するコメントで、連結先行に関する十分な議論を求める意見が多く、連結先行の考え方について議論するのであれば、その議論を踏まえて議決は行うべきである。

第198回企業会計基準委員会（3月25日）

上記のように、3月11日の委員会審議では、包括利益の表示に連結先行の考え方を採用すべきではなく、連単同時適用という形で当初の予定通りに議決すべきという意見がある一方、連結先行の在り方の検討が開始されることから、包括利益の表示に関しても、議論を続けるべきという意見が数多く出された。

包括利益の表示については、会社法の分配可能額や法人税法に関して調整を要する事項は特段生じないと考えられるが、今後、連結先行の在り方の検討を行い、関係者の理解をより深めることが望ましいことから、数か月、検討を継続することとした。

3. 今後の方向性

1. で記載した理由から連単ともに適用することが適切であるという意見があるが、連結先行の議論を踏まえて検討すべきとの意見に配慮し、以下の対応とすることでどうか。

- 連結財務諸表については、公開草案通りの適用時期とする（ただし、注記については1年延期）する。
- 個別財務諸表への適用を求めるかどうかについては、本会計基準の公表から1年後を目途に判断する。

その場合に、個別財務諸表への任意適用を認めるかどうか。

（案1）任意適用を認めない。

（理由）個別財務諸表への適用を求めるかどうかの判断が行われるまでは、個別財務諸表に適用すべきではない。

（案2）任意適用を認める。

（理由）個別財務諸表への適用を求めるかどうか判断するまでの間であっても、連単で同様の開示を行いたいと考える会社には個別財務諸表での開示を認めるべきである。

以 上